

## 審議案件に関する概要

令和5年2月1日第2部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和4年7月15日
担当部署	北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

### 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井6丁目22番7号
株式会社デンコードー 代表取締役 遠藤 義行	宮城県名取市上余田字千刈田308番地

### 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	DCM ホーマック八雲店複合商業施設 北海道二世郡八雲町東雲町17,19,20
(2)小売業者名、代表者名及び住所	DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井6丁目22番7号 株式会社デンコードー 代表取締役 遠藤 義行 宮城県名取市上余田字千刈田308番地
(3)変更日	令和5年3月16日
(4)変更する理由	隔地駐車場(変更前の第2駐車場)を地権者に返還するため。 併せて、利用率の低い店舗敷地内付設駐車場についても堆雪場所や従業員駐車場の確保など駐車場の有効活用を図るため
(5)変更しようとする事項	駐車場の収容台数 (変更前) 307台 (変更後) 100台
	駐車場の位置、出入口の数及び位置 (変更前) 届出書添付図-3(1)、4箇所 (変更後) 届出書添付図-3(2)、3箇所

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	必要駐車台数の整備	必要駐車台数307台> 変更後の収容台数100台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に確保
	交通対策に関する検討	駐車場へのアクセス経路は、平成20年の店舗新設以降、来客には充分周知されていると考えられるが、大規模な売り出し等の際にはチラシ等で案内するほか、駐車場出入口周辺に交通整理員を配置して、歩行者の安全確保と来客自動車の入出庫の円滑な誘導を図る。
(2) 関係行政機関との協議状況		
公安委員会		
北海道函館方面 八雲警察署交通課		令和4年6月27日 届出案を提出して計画概要を説明する。とくに指摘事項はなし。
地元市町村		
八雲町商工観光労政課		令和4年6月27日 変更概要を説明した。指摘事項なし。
道路管理者		
該当なし		道路構造等に関する変更はないので、該当なし。

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	令和4年8月18日 意見なし
(2) 住民等の意見	北海道告示 令和4年8月9日～令和4年12月9日 意見なし

5. 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見

<p><b>【環境生活課意見】</b></p> <p>北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、特定駐車場（自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上）の設置者は、駐車場の利用者に対し、アイドリングストップの実施について周知することを義務付けられています。</p> <p>（その他、商工労働観光課、農務課、建設指導課は意見なし）</p>
---

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会では当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の周辺環境の保持に支障はないものと認められる。

八雲町からは、指針で示された事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。